

資料 2

令和 8 年度特定健診受診率向上に向けた  
薬局受診勧奨業務

業務仕様書

令和 8 年 6 月  
岩 手 県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度特定健診受診率向上に向けた薬局受診勧奨業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、プロポーザルに参加しようとする者（以下「プロポーザル参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

## 1 本業務の概要

### (1) 趣旨

岩手県の令和5年度における国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率は、45.8%（市町村国保特定健診・保健指導実施状況報告書）であり、全国平均値である38.2%を上回っているものの、国が掲げる第4期目標値（市町村国保目標60%以上）からは大きく下回っている。また、岩手県は、特に、特定健診対象者である40歳～50歳代の受診率が他の年齢層と比較しても低い状況である。

特定健診の実施は、被保険者の健康課題を把握するための基礎であり、健診未受診者が受診につながるよう、認知率を向上させ、行動変容を促すことが重要である。このことから、モデル市町村を選定し、ナッジ理論における専門家による「メッセージャー効果」を活用した、調剤薬局の薬剤師による受診勧奨のモデル事業を行うもの。

### (2) 本業務の内容

薬局薬剤師による市町村国民健康保険加入者に対する特定健診受診勧奨

## 2 業務内容

県として定める仕様は以下のとおり。

### (1) 薬局薬剤師による市町村国民健康保険被保険者に対する特定健診受診勧奨

目的	市町村国民健康保険被保険者に対し、身近な医療従事者である調剤薬局の薬剤師から、特定健診の受診を勧奨する呼びかけを直接行うことで、特定健診未受診者が受診に向けた行動を取れるよう促し、受診率の向上を図ること。
内容・規格	<p>受託者は、県、薬剤師会、参加薬局及び関係市町村等（以下「関係者」という。）と相互に連携し、本事業の推進に必要な以下の業務を行うこととする。</p> <p>受託者は、モデル事業参加薬局（以下「参加薬局」という。）の募集・取りまとめ、説明会の実施及び資材作成・配付、関係者間の情報連携、勧奨結果のとりまとめ、参加薬局等へのアンケート作成・送付・集計分析に係る作業、事業評価等を含む一連の業務を行うこと。</p> <p>(1) 委託事業概要</p> <p>ア 対象市町村 県内33市町村のうち県が指定したモデル市町村（宮古市）において実施する。</p> <p>イ 対象者 40歳以上の市町村国民健康保険被保険者のうち、薬局利用のある者とする。</p> <p>ウ 勧奨 モデル市町村の薬局において次のとおり実施すること。</p>

### 【勸奨の流れ】

a：当該薬局を訪問した者について、特定健診の受診対象である40歳以上の市町村国民健康保険被保険者であるか確認する。

b：aの者に対し、本年4月以降における特定健診受診の有無を確認する。

c：bのうち、特定健診未受診の者に対し、受診の意向を確認する。

d：cのうち、受診意向がない者に対し、特定健診に関するリーフレットを配付の上、特定健診の受診勸奨を実施する。

e：cのうち、受診意向がある者に対し、その者の状況に応じ特定健診の予約に関する相談を実施し、健診日程一覧を配付する。

上記を原則とするが、受託者は参加薬局窓口において対応可能かつ効果的な方法を検討し、県と協議の上設定すること。

なお、実施期間は、モデル市町村の特定健診実施時期を考慮して設定すること。

また、設定した実施期間でも、繁忙期その他業務運営上やむを得ない事情がある場合には、実施しない日が含まれることを許容するものとする。

#### エ 参加薬局向け事業説明会の資料作成及び説明会の実施

参加薬局が本事業の目的、実施方法、留意事項について統一的な理解を形成し、円滑に事業を実施することを目的とし、資料作成及び参加薬局向け事業説明会を実施すること。

なお、説明会資料の構成、記載事項については、県と受託者の協議の上決定すること。

#### オ 勸奨リーフレット及びポスター他啓発資材のデザイン作成

特定健診の受診率向上に寄与するように、対象者の行動変容を促すデータやメッセージ文の作成を含めた受診勸奨リーフレット及びポスターの他、必要な啓発資材のデザインを作成すること。

なお、作成にあたっては、特定健診の受診率向上に向け、ナッジ理論や行動変容科学等の知見を活用して、特定健診の対象世代の関心や興味を引き、かつ特定健診の受診の必要性についての理解を促すような訴求力のあるデザイン及びメッセージ文等の企画を提案すること。

また、デザイン作成にあたっては、県と受託者の協議の上決定すること。

#### カ 薬局における受診勸奨に係る資材準備

上記オに示した、受診勸奨時に必要な資材等を印刷し、参加薬局へ送付すること。

なお、作成した資材については、関係薬剤師会、モデル市町村及び県にも納品すること。

キ 参加薬局における受診勧奨手順の標準化

受託者は、関係者と連携し、参加薬局における受診勧奨に係る手順のフローを作成し、参加薬局からの問合せ、疑義について随時対応できる体制を構築すること。なお、フローの作成に当たっては県や薬剤師会等と協議すること。

ク 勧奨結果の報告等

次の内容について、参加薬局から報告等を受けること。

【報告内容】

- |                                   |
|-----------------------------------|
| ア) 上記(1)ウ a の人数（業務実施期間中の薬局勧奨対象者数） |
| イ) 上記(1)ウ d の人数及び国民健康保険被保険者番号     |
| ウ) 上記(1)ウ e の人数及び国民健康保険被保険者番号     |

なお、参加薬局の報告が容易になるよう、報告様式等を作成すること。

ケ 参加薬局への事務費の支出

モデル事業参加薬局に対し本事業の実施等に必要となる事務費を定額で支出する。

1 薬局当たり 90,000 円 とする。

なお、参加薬局は 25 者としている。

ただし、支出の要件として、事業説明会の参加、受診勧奨事業の実施、結果の報告等を確実にを行った薬局に限ること。

コ 参加薬局に対するアンケート調査の実施及び集計

参加薬局に対して、本事業の効果や改善点等を把握するためのアンケート調査及び集計を行うこと。

なお、アンケート調査の内容は県と協議の上決定すること。

サ 効果検証等

受託者は上記クで報告を受けた内容を取りまとめ、モデル市町村に報告すること。

なお、モデル市町村において、受診勧奨者における特定健診の受診者数を確認し、受託者はその受診者数をもとに勧奨の効果を測定すること。

また、報告・受診者数確認の時期や、具体的方法・内容等は県及びモデル市町村と協議の上決定すること。

おって、本業務の効果検証にあたっては、上記コによるアンケート調査結果を踏まえる他、過去の特定健診受診率と比較した経年的な分析や、年代・地域性・その他の要素を用い、多角的な視点で検証を行うこと。

留意事項等	<p>(1) モデル市町村及び参加薬局の事務負担が最小限となること。</p> <p>(2) 対象者に対する特定健診制度の周知のため、リーフレット、ポスター等の受診勧奨用資材及び薬剤師等による窓口対応を容易なものとするためのフローチャート等のマニュアルやQ&amp;A集等を作成すること。</p> <p>また、薬局における報告を簡易にするため、勧奨者集計ツール等を用意すること。</p> <p>(3) 上記(2)の勧奨用資材においては、対象者の混乱を防ぐため、薬局が特定健診の受診勧奨を行っている意義を記載すること。</p> <p>(4) 上記(2)のQ&amp;A集については、対象者の様々な状況を想定した上で作成すること。</p> <p>(5) 参加薬局については、岩手県薬剤師会及び関係薬剤師会との調整に基づき選定する。</p> <p>(6) このほか、業務の実施に当たり、岩手県、モデル市町村及び上記(5)に記載する薬剤師会等と緊密に連携を図ること。</p> <p>(7) 事業参加薬局に対し、本事業の実施等に必要となる事務費を定額で支払うこと。</p> <p>なお、本業務の積算時には、本事務費は課税対象外として積算すること。</p> <p>(8) 個人情報については、関係法令を遵守して取り扱うこと。</p> <p>(9) 受託者は委託契約締結後、速やかに岩手県及び対象市町村及び参加薬局からの各種問合せに対応する体制を整備すること。</p>
-------	--

## (2) 自由提案

プロポーザル参加者は、「令和8年度特定健診受診率向上に向けた薬局受診勧奨業務」について、特定健診の受診率の一層の向上を図るため、必要と考える企画内容を自由に提案できるものとする。

## (3) 報告書作成及び納品等

本業務の実績及び効果検証等を記載した報告書を作成し、令和9年3月26日までに岩手県に納品すること。

<成果物一覧>

- ・紙媒体（A4判）：2部
- ・電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式

※Windows 11で起動するMicrosoft Office上で動作するもの

## 3 契約に関する条件等

### (1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、監理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができるが、事前に県に対し書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監理方法等必要事項を協議しなければならない。

また、受託者が委託する第三者についても、「プロポーザル実施要領」中、「3 プロポーザル参加者の資格に関する事項」に定める参加資格の要件(3)から(9)に準じ

ること。

## (2) 再委託の相手方

受託者は、3(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めるとともに、可能な限り、障がい者の雇用又は社会参加が図られるよう、配慮するものとする。

## (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、3(1)イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に対して書面で通知しなければならない。

## (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払が完了したときをもって受託者から県に移転することとする。

## (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

## (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例(平成13年3月30日岩手県条例第7号)を遵守しなければならない。